

確定申告 / 町県民税申告 フローチャート

フローチャートで申告の必要の有無をご確認ください。なお、納め過ぎた所得税の還付申告を行う場合は、下の表に関わらず確定申告が必要です。

※一般的な例を示しています。

スタート

収入がない人	→ A
遺族・障害年金などの非課税所得だけの人 生活扶助を受給している人	→ A
給与収入がある人	→ B
公的年金収入がある人	→ C
それ以外（事業・不動産など）の人	→ D

Aの方

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険などに加入している

はい → ② いいえ

↓

川島町在住の親族の税法上の扶養になっている

はい → ③* いいえ → ②

Bの方

次のいずれかに該当する

- ・勤務先で年末調整をしていない*1
- ・2か所以上で給与収入がある
- ・給与収入が2,000万円を超える

はい → ① いいえ

↓

給与以外の所得がある

はい いいえ

↓

給与以外の所得が20万円を超える

はい → ① いいえ → ②

↓

控除の追加がある

医療費控除など*2 住宅ローン控除 いいえ

↓

源泉徴収票に記載のある「源泉徴収税額」が0円である

はい → ② いいえ → ①

↓

1年目の申告

はい → ①*4 いいえ → ①

③

Cの方

公的年金収入の合計が400万円を超える

はい → ① いいえ

↓

公的年金以外の所得がある

はい いいえ

↓

公的年金以外の所得が20万円を超える

はい → ① いいえ → ②

↓

控除を追加する

はい → ② いいえ → ③

※所得税の還付がある人 → ①

Dの方

合計金額（収入－経費）が所得税の所得控除の合計額より大きい

はい → ① いいえ → ②

申告の必要は？

① 所得税の確定申告が必要です
所得税・復興特別所得税の確定申告をすれば、住民税の申告もしたことになります。

② 町民税・県民税の申告が必要です
所得税・復興特別所得税が源泉徴収されていて、申告により還付を受けたい場合は、確定申告が必要です。

③ 申告は必要ありません
所得税・復興特別所得税が源泉徴収されていて、申告により還付を受けたい場合は、確定申告が必要です。

※1 現在の勤務先で、住宅ローン控除や退職した勤務先の分を含めて年末調整している場合は該当しません。

※2 扶養控除や医療費控除や生命保険料控除、社会保険料控除などのことです。

※3 収入がなかった場合でも、課税（非課税）証明書を取得する人などは申告が必要になる場合があります。また、子育て中の方、国民健康保険の軽減措置や国民年金保険料の免除申請を受ける場合、所得・税金に関する証明書が必要な場合も住民税の申告が必要です。

※4 住宅ローン控除の1年目の申告は税務署でお願いします。町の申告会場では受付できません。

